

会 議 の 経 過

1 開 会 午後3時

(教育長) これより第5回倉吉市教育委員会定例会を開会します。

2 前回議事録承認

3 議事録署名委員の選出 西田委員

4 議事

(1) 議案第9号 令和4年度倉吉市の教育方針と重点施策について

(資料に沿って、教育総務課長説明)

委員 豊かな心を育む図書館、よりわかりやすくなっておりますが、2番目の対象者のニーズに応じたサービスの提供について少し具体的に説明していただけますか。

図書館長 障がい者サービス、高齢者サービス、子育て世代への支援、ビジネス関係の支援などそれらをまとめてこういう表現にさせていただいております。

委員 特別に変わったことをするのではなく、今までやっていたものを一つにまとめてすべてが網羅されているという意味にとればいいですね。

図書館長 そうです。この重点施策ですが、年間の事業計画に対する評価をするときの項目がこの3項目でございますので、それに合わせたものでございます。

教育長 何かより良い表記がありますか。対象者を並べた方がよいとか。スペースの関係もございませう。

委員 対象者の捉え方を違う方に解釈しており、高齢者、子育て世代という捉え方をしていたので、今説明があったように今までしていたビジネス支援、農業支援、障がい者サービスというくくりでは量的に記載のとおりでなければ難しいと思います。

委員 市民の多様なニーズに応じたサービスの提供としたほうがわかりやすいのではないのでしょうか。要するに市民の方のニーズに応じたことをやるのですよということであれば、多様なニーズに応じたサービスの提供ということの方がわかりやすいのかなと思います。

図書館長 教育振興基本計画の施策の柱もございませうので、そちらとも突合せせる形で考えたいと思います。ご意見ありがとうございます。

教育長 後ほど検討するということですね。その他よろしいでしょうか。

委員 基本方針と重点施策を踏まえて、次に、令和4年度の具体的な重要施策ができてくるという考え方でよろしいでしょうか。これがベースになるということですね。

教育総務課長 はい。そうです。

教育長 その他はいかがですか。

委員 2番の創造性を養いというところの項目で、「幼児期の教育と、小学校教育の連携」は、以前に学校の先生が保育園に出向いて行かれて、1年ぐらい一緒に過ごされて、今度は小学校に戻ってということがありましたが、そういう解釈でよかったのでしょうか。そうではなく、もっと広い意味なのか、書いてあることの取り方を説明いただければと思います。

学校教育課長 以前の長期の社会体験の研修ではなく、日々、学校側は保育園・幼稚園・認定こども園に行ったり、或いは幼稚園・認定こども園・保育園の先生が小学校に行って、交流ではないですが子どもたちの見守りという部分をしっかり行って引き継いでいくという意味合いです。

教育長 今考えているのは、特定の小学校区を指定する形にして、学校教育課長が申しあげたことに加えて、小学校入学に向かうアプローチカリキュラムというのがあります。それを受けて、小学1年生が4月段階で行うスタートカリキュラムというのがあるのですが、アプローチカリキュラムとスタートカリキュラムが、本当に機能するようなプログラムを作ろうということの一つ念頭に置いて進めたいと思っています。ただ動き出してから、園の先生や、小学校の先生の条件を聞きながら、柔軟に、何回か会議を持ちながら進めたいと思っています。今までも、それぞれの小学校が保幼小の連携は頑張っているのですが、こちらも十分に掴みきれてなく、本当にうまくいっているかどうかよくわからない部分があり、今回思っている小学校区については、指導主事も必ずそこに入って行って、倉吉市の繋がり引き継ぎの形を作りたいと思っています。うまくいけばそれを横に広げていくというようなイメージでございます。

委員 非常によい試みですし、具体的な事業プランの中にしっかりと落とし込んでいただいて、非常にいいと思いますのでぜひお願いしたいと思います。

教育長 予算はついておりませんので、ボランティアで会議を何回か開いて、まとめたものを作るという形になると思います。

委員 参考として例えば我々もオブザーバーとかヒアリングというか、参画させていただいて、どういう形で接続されているのかということを理解させてもらう場として提供してもらったのも一つではないかと思えます。教育委員会の活性化とは色々なことがあります、これこそそういった活性化に繋がる施策じゃないかと思えますので、ご検討をお願いします。

教育長 ありがとうございます。ぜひご案内したいと思います。

委員 1番の「全体が協働し学び続ける環境づくり」の一番下の豊かな心を育む図書館のところで、「老朽化施設の修繕」が一つだけここに違うものがあるのですが、これはどういうことでしょうか。

図書館長 迷ったのですが、建物が20年から経過しておりますし、ご存じのように外壁もああいふうな汚れ方もしておりますし、トイレ等の改修も必要になってきたり、設備も既に期限を過ぎたようなものを使っている状況ですので、大規模な改修計画をこれから何年後か見据えた形にしていかなければということがありますので、それを踏まえて、この項目を出させてもらったということでございます。

委員 いわゆる交流プラザの老朽施設の修繕ということですね。

図書館長 特に外壁あたりが、美術館が新しいものができるのに、汚いままではちょっと格好が悪いということがありましたので。

委員 図書館が老朽施設ととられかねないので、交流プラザという風に書いた方がいいのかなという気もします。

図書館長 はい。

委員 豊かな心を育む図書館ということなので、何か老朽化施設の修繕というのは、安心安全な教育環境の充実という中で文化教育環境の整備充実として、施設管理という意味合いで、給食センター、博物館も全部まとめてしまえばどうでしょうか。何かハー

ドとソフトが入り混じってしまっており、今の計画の段階でもう無理かもしれませんが、やらなければいけないことは当然やらないといけないので、重点施策の中であえてここに盛り込むべきものなのかなと感じます。

図書館長

削除します。

教育長

ご意見ありがとうございます。第三期の計画を作る時に、その縦割りの課ごとでないように、この五つの重点を作りましたので、今おっしゃるように、ハード面ソフト面がそれぞれの担当している課のものが入っているということですので、確かに委員がおっしゃるように、安心安全というところに、ハード面のことは、全て持っていくということもできないことはないなと思いますので、少し考えます。

委員

それでは、今から項目を作るのも難しいかもしれませんが、博物館の施設の長寿命化というのもそちらに入れていただければと思います。

教育長

これはまだ公には外に出していませんので修正は可能です。

委員

学校の適正配置の推進のところで、成徳小学校灘手小学校統合準備委員会の開催は、もうすでに進行しているのですが、単に開催ということでは、重点施策として何となくインパクトが弱いというか施策に入らないような気がします。令和5年度に向かって動いているわけですね。

教育長

表記はどのように変えていただいてもかまわないのですが、実際に動いているんですということを敢えてここに書きたかったものですから。

後でまた報告しますが、前回の統合準備委員会でも、校名募集の範囲を倉吉市内全体に広げようというご提案があり、こうやってこの話が進んでいますということも多くの方にわかってもらうためにも、敢えて教育委員会から出していくものにはこうして進行中であることがあった方がいいのではないかとということです、もちろん修正していただいても構いません。

委員

既に開催されていることなので、開催という表記に引っ掛かりを感じましたので、施策としては大事なことなので、表記を考えていただければと思います。お任せします。

教育長

考えます。

委員

適正配置の推進の集合学習の実施というのは、集合学習による交流促進をしていくということによろしいでしょうか。

学校教育課長

そうです。

委員

人権尊重社会の担い手づくりということで、学校は学校で人権教育をしっかりとやっておられます。一方で、町内学習会の充実というのは、教育委員会の範疇なのかなと感じます。今現在、地区担当ということで学校の先生が町内学習会に出てきておられるのですが、どちらかと言えば人権推進課の方の政策ではないかと思います。コミュニティセンターがあるから、教育委員会の範疇に入るのか、私としては整理がつかまないので、教えていただければと思うのですが、学校の先生の負担を減らすためには、町内学習会に出てこられる必要はないのではないかと個人的には思っています。

委員

地区同和研究会では、夜なので、町内学習会への先生の出席は極力減らそうということで、出てもらわなくてもいいような方向には進めています。元は人権政策課です。

教育長

どうでしょうか。

委員 市役所の仕組みがあるのですが、ちょっと違和感を感じます。

教育長 以前、社会教育課の分掌の中に地区公民館があったときには入っていましたので、残っているのかもしれませんが。ここは削除します。

委員 4番の「たくましく健やかな心と体づくりの推進」たくましい体の育成、学校体育の充実、子どもの年齢に応じた体力づくりの推進という、市としてのたくましい体の育成ということから考えると、授業としてあるわけですから学校教育の充実って当たり前の話なので、ただ、一方で小学校の体力が落ちているとかです、いろんなことが言われている中で、長休憩の中でいろんな遊びとか運動を取り入れたりということもやっておられますし、ここの表現がどうなのかなという、そのやること自体は、異論を唱えるつもりは全くありませんけども、学校体育の充実というふうに書かれていること自体、少し違和感を感じましたので。

学校教育課長 また、時間をいただいて検討します。

教育長 ちょっと考えさせていただきます。

委員 3番の安心安全な教育環境の充実で、共同学校事務室の設置と書いてあるのですが、要は設置による学校事務の効率化の促進ということで理解していいですね。

学校教育課長 そうです。令和4年度スタートです。

教育長 他にはいかがですか。

委員 表記の話ですけども、基本計画に基本方針として①②③と番号が振ってあるのですが、ここにも同じように基本政策としてそれぞれの項目の頭に①、②というように基本計画の施策体系図に合わせた番号を振っていただくとわかりやすいんじゃないかと思います。

教育総務課長 はい、付け加えます。

委員 5番の文化資源の保存活用と文化芸術の振興のところで、文化財の保存、活用、伝承で、大御堂廃寺跡の整備と活用となっていますが、先般大御堂の保存活用計画ができたので、大御堂だけの活用とかでなく、全体的なという感じの方がいいのではないかと感じました。

文化財課長 文化財課としては、大御堂廃寺跡の整備がかなりのウエイトを占めてきますので、このように上げさせていただきました。当然他の史跡の維持、管理、活用というのも、これまで通り怠りなくやっていきたいとは考えております。

委員 令和4年度に詳細設計、5年度に工事ということで敢えてここに上がっていると捉えたらいいですね。

教育長 はい。ありがとうございます。

では、議案第9号は本委員会の承認を求めるということになっておりますので、ご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

教育長 ありがとうございます。では、議案第10号に移ります。

(2) 議案第10号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

教育長 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について、これについても、本委員会の承認を求めるとでございます。説明をお願いします。

(資料に沿って、教育総務課長説明)

教育長 医師会の方からそれぞれ推薦をいただいております。

何かご質問ご意見がありましたらお願いします。ご承認いただけますか。

(委員 承認)

(3) 議案第 11 号 地域学校委員会委員の任命について

地域学校委員会委員の任命について これについても、本委員会の承認を求めますのでございます。説明をお願いします。

(資料に沿って、学校教育課長説明)

教育長 ご質問があればお願いいたします。

委員 この地域学校委員の皆さんの中で、長期にわたって委員となっておられる方の最高年数はどれくらいでしょうか。

学校教育課長 年数まではちょっと把握しておりません。

委員 個人的な意見として聞いていただければと思いますが、やはり慣れた方にやっていただくのが一番いいという考え方が一つあると思います。一方では、長い方に委員会自体が引っ張られていくという、デメリットもあると思います。校長先生も変わりますので、校長先生がやりやすい方になっていただくということは当然だと思いますが、その辺り、やはり一定の任期で交代をしていただくということが説明できるような教育委員会としても内規的なものは持っておくべきだと思います。

学校教育課長 はい。ありがとうございます。

教育長 実際に一番長い方はどれくらいわかりませんが、私のわかる範囲では、少なくとも6年ぐらいは続いている方がいる方があると思います。そうですね。やはり、新しい風も必要な部分もあると感じています。

委員 見ていただくわかるように人数の意味はないようですが、結構たくさんいるところもあるし、少数っていうところもある。学校からの推薦なので、何名必要というところまではいかないと思うのですが、この表を見たときにある程度、人数を示した方がいいのではと感じました。

学校教育課長 人数の制限とかも学校へはお願いしております。多いところと少ないところで人数に差がありすぎるということで、ご意見いただいたのですが、先ほども任期のことも考えないといけないというようなお指摘ありましたが、ずっとお世話になっているという関係からずるずるというところがあるようです。

委員 小規模小学校の卒業式に出席いたしました。地域学校委員会の委員の方すべて招待がしてありました。そこまで人数制限がなかったのかもしれませんが、その辺は地域として皆応援するというのはあるかもしれないんですけども、何かズラーツとならばれていると、違和感があったものですから。

教育長 地域学校委員会の運営要綱には7、8人だったような記憶がありましたが、合っていますか。

学校教育課長 7・8人で合っています。

教育長 ということであれば、今回はこれでお認めいただいても、来年度に向けては、この点を考慮して、多すぎるところは絞ってくださいという依頼をかけてもいいのですよね。

それでは承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

教育長 ありがとうございます。続いて議案第 12 号です。

(4)議案第 12 号 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について

(5)議案第 13 号 倉吉パークスクエア広場の管理に関する規則の制定について

教育長 倉吉市教育委員会事務局等組織規則の一部改正について、これについても本委員会の承認を求めるものでございます。説明をお願いします。

(教育総務課長説明)

教育長 これは次の議案第 13 号とも関連しますので、併せて先に説明をお願いします。

(図書館長説明)

教育長 委員の皆様から何かございませんか。

委員 11 ページの文化財課に文化財保護係及び埋蔵文化財係を置くこととしたということで、係があるということは係長が選任できるということですよ。係長の職務権限規定は、すでにできていると理解してよろしいですね。

教育長 それは市役所全体のものがあります。

委員 市役所全体の中での運用ということでもいいわけですね。はい、わかりました。

教育長 他にはいかがですか。ないようでしたら、議案第 12 号、議案第 13 号の二つについて、ご承認をいただけますでしょうか。

(委員 承認)

教育長 承認いただきました。ありがとうございます。次に議案第 14 号です。

(6)議案第 14 号 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について

教育長 倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部改正について、でございます。説明をお願いします。

(図書館長説明)

教育長 ちょっとややこしいかもしれませんが、いかがでしょうか。

委員 これは様式についての質問となりますが、まず、広場に関する規則の中の許可申請は、オンラインでの申請が可能かどうか一つ。それから、許可書の書式ですが、パークスクエア広場での許可についての使用料については、特に許可書に謳う必要がないのかという 2 点です。

図書館長 許可申請書の受付は、現在オンラインでの受付はまだできておりません。と言いますのが、公序良俗に反する判断がつきにくいということあります。申請を受けるのはやり取りをさせていただくということを原則としています。

委員 基本的にはイベントとかそういった使用目的の内容を確認した上で許可するか、許可しないのが決めるということですね。

図書館長 はい。それから、許可書の使用料についてはあった方がよいという意見でしょうか。

委員 基本的には正規の使用料がいくらで減免するなら減免、正規ならいくらということがあってしかるべきじゃないかと思えます。もし使用料を徴収するのであれば、許可書は許可書として発行して金額はいくらとお示しするのですか。

図書館長 別に納付書を発行します。現在の視聴覚ホール等の許可書についても金額は記載しておりません。あくまでも、期間と時間ということで許可書を発行しております。

委員 一昨年ぐらいから話していますが、色々な教育委員会の施設を含めて、利用料が定められているにもかかわらず、利用料の徴収が思うようにいかないとか、それから市長の判断によって減免するとか、そういった恣意的に受け取られるような減免もあるのではないかと考えてみたりするわけで、やはり、許可する上では、要は使用料はい

くらだということを確認すべきだと思います。施設管理を引き継ぐときに、過去のパークスクエアの利用状況の中で、こういったものが減免になっているとかということをも市長部局からしっかり引き継いでいただきたい。それから改めるものは改めていただきたいと思います。

図書館長

所管は、管理計画課にありましたが、すでに許可等は図書館の方で担当しておりますので、こういったものが減免になっているかということは把握しております。

それから、使用料の金額を許可書の方に表示するべきではないかというご意見ですが、市長部局にも施設がありますので、教育施設だけでなく全体の統一、整合性を持つ必要があると思いますので、総務課の法制係と相談して議論していこうと思います。

教育長

よく検討をお願いします。他にはいかがですか。

委員

使用料の還付ですけども、ここにいろいろと書いてあるのですけど、例えばこういった例が還付になるのか、もしわかれば教えていただきたい。

図書館長

第1号の位置付けについては、例えば今ですと、コロナの蔓延防止のために中止をするだとか、災害等が起こった場合だとか使用者でどうしようもないものについては全額還付をするというものでございます。第2号につきましては、これは自己都合で、中止なりキャンセルをされるというもの。これは具体的に規則の中では定めずに、内規で定めようと思っておりますが、使用される予定日の7日前までのキャンセルであれば、2分の1を還付する。それから視聴覚ホールにつきましては、1か月前までに申し出があれば2分の1を還付する。視聴覚ホールの場合は併せて研修室等も押さえられる場合がありますので、それは視聴覚ホールと同様に1か月前までのキャンセルと考えております。もしそれ以降の日数の場合、キャンセルについては、全額いただき、還付はしません。

教育長

キャンセル料の考え方は一緒です。

委員

わかりました。きちんとこういう事例なり、利用者にわかるようにしていただかないと、色々とトラブルにならないようにお願いしたいです。それから交流プラザの管轄の範囲はどこになりますか。

図書館長

未来中心の建物と第1駐車場、第2駐車場は未来中心の管理です。それから、食彩館は商工観光課になります。プールが社会教育課、それ以外は全部図書館の管理になります。

委員

わかりました。結構ややこしいですね。

教育長

先ほど委員が心配されているように、既に利用されている団体への周知は計画してありますよね。

図書館

既に常連の団体の皆様にはお知らせして了解をいただいております。わかりやすく受付窓口とホームページに掲載して、これから受ける予約等につきましても丁寧に説明させていただこうと思っております。

教育長

よろしいですか。それでは、議案第14号につきましては承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

ありがとうございます。続いて議案第15号

(7)議案第 15 号 倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について

教育長 議案第 15 号 倉吉市立図書館の管理及び運営に関する規則の一部改正について、これについても本委員会の承認を求めますのでございます。説明をお願いします。

(資料により図書館長説明)

委員 市のルールの中で係がないと係長を置けないという理解でよろしいでしょうか。係長権限があって、例えば鍵当番をするなど、色々なことができるわけですが、なくてもいいのですね。

図書館長 図書館の場合は、館長、課長補佐級として副館長、係長はいないのですが主幹という役職名があります。あとは主任司書が配置されています。

教育長 他にはどうでしょうか。ないようでしたら、第 15 号は、承認がいただけますでしょうか。

(委員 承認)

ありがとうございます。ご承認いただきました。

(7)議案第 16 号 行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について

教育長 議案第 16 号、行政委員会等に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部改正について。これについても本委員会の承認を求めますのでございます。

(資料により教育総務課長説明)

教育長 例えばパークスクエアの図書館が管理する中に置いてある放置自転車も、教育委員会の権限で処分ができるということですね。

教育総務課長 そうです。

教育長 委員の皆様からも何かございますか。

委員 例えば放置自転車、傘等があると一定期間周知期間をおいて引取りがなかったら、処分するという民間と同じやり方なのではと思いますが、即時処分ができるのか、教えていただければと思います。

教育総務課長 これについてはまだ具体的なものでなく申し訳ありません。その辺りは後ほど。

委員 できるようになれば、しっかりと間違いのないやり方をしていただければと思いますので、それ以上は結構でございます。

教育長 委員がおっしゃるように周知期間をおいて、それでも所有者から申し出がなかった場合は処分するという流れになっていたように記憶しております。きちんとしたものを次回報告します。

委員 いや、いいです。流れ的にはそうだと思いますので、トラブルにならないようにやっていただければと思います。結構です。

教育長 他にはございますか。ないようでしたら、議案第 16 号についてもご承認いただけますでしょうか。

(委員 承認)

教育長 ありがとうございます。議案第 16 号もご承認いただきました。

5 教育長報告

(資料により教育長説明)

(委員 特に意見なし)

6 報告事項

(1) 図書館

① 第10回山上憶良短歌賞応募状況等について

② 第66回倉吉文芸応募状況等について

(資料により図書館長説明)

教育長 憶良の短歌賞は昨年比べて減ってはいますが、こういう短歌の大会は、応募数が3000首を超えていれば、それなりの大会と認められるということで聞いておりますので、今回減ってはいますが、4249首の応募があったというのは、それなりの認知度になってきていると思っています。

委員 県内で倉吉市の小学校や中学校の割合はもし分かれば教えてください。

図書館長 作品集の方に県内・県外、市内・市外の一覧を記載しております。

委員 書いてありますね。わかりました。国外もあるんですね。

図書館長 ドイツのフランクフルトの日本人学校です。中学生の部です。

委員 これはホームページか何か見られたのでしょうか。

図書館長 おそらく短歌の全国的なグループがありますので、例えばそこに所属されていた先生がいらっしゃって、その方が赴任されたご縁とかそういうことも考えられますが、そこまで詳しくは確認しておりません。

今年度は、第10回記念が残念ながら、中止になってしまいましたが、教育長からは、次の展開を考えなさいという指示が出ておりますので、何か工夫ができればと考えております。

教育長 これだけ応募数が安定して増えてきているのなら、全国に向けて面白いことができるはずです。倉吉市のPRができればいいなあと思っております。

進めてよろしいでしょうか。

(委員 意見なし)

(2) 学校給食センター

① 「チャレンジ!あなたも栄養士!」献立作品で最優秀賞、優秀賞を受賞した作品のレシピ紹介

② くらよし食育だより3月号

(資料により学校給食センター所長説明)

教育長 給食センターは非常に楽しい話題です。委員の皆様から何かありますか。

(委員 意見なし)

(3) 市民からの声対応状況

① 社会教育課

(社会教育課長報告)

社会教育課長 特別警報に伴う体育館等使用について、2月10日ごろからメール1件、電話19件、窓口13件の市民からの声ということで、いろいろご意見をいただいております。

大きく三つぐらいに意見が分かれており、期間はいつまでになるのかという声が一番多く、中部の市町での対応についての不公平感を訴える方、3月に入ると試合や大会が近づいてくるため、早く練習を再開したい、練習試合をしたいという声がありました。基本的には、鳥取県版のコロナ特別警報ということになった時点で自粛をさせていただくことを基本的に回答しているということでございます。

委員 保護者の方からも、いろいろと話がきておりましたが、警報が出てしまったので、そういう活動ができないことは仕方ないということでは答えていますが、中部地区の中でも活動されているところもあったりして、それを不公平だと、結構いろいろ周りからも言われました。でもこれも仕方ないことだよと言ってきており、それで試合に勝てないとかいうことも言われましたが、別に練習できなくてもそれは仕方ない、そういう決まりだからと言って保護者の人には納得はしてもらったと思うんですけども、ほかのところからはやはりいろいろ声がありました。やっぱりやる以上は、勝って欲しいとかということもありますが、子どもたちの安心安全というのもしていけないので、そこは言っていくしかないと思います。それぞれの自治体の決まりというものがありますから、そこを曲げてまではできないと思います。

教育長 中部の1市4町で足並みがそろわないところには、私もちょっと非常にもどかしい思いがあるのですが、倉吉はここまで止めているおかげで、この状況に収まっているっていう考え方もあるんですよというご説明をしながら、賛同してくださる方は多数ありました。それからスポ少関係の保護者の中にも、この状況の中で本当に自分の子どもを練習に行かせてもいいのだろうか思っておられる人も一定数あるという意見も聞いておまして、ここに挙がっているのは、したい方の声しか挙がっておりませんが、そうではない声もあるということをご承知いただきたいと思います。ただ現状では活動を止める方向にはできないだろうと思っておりますので、それぞれの団体で、対策をとっていただいて、ご判断の上で活動していただくというふうにするしかないという状況でございます。

委員 今おっしゃる通りで、できないことを色々と、それから、他者との比較、比較論理で物事をしゃべっておられるなど非常に感じました。できることを考えてやるというのがですね、これも教育だと思うのです。だから委員がおっしゃるように、家庭でできることは何があるのかとか、1人でできることは何があるかということ、保護者を交えて考えるように持っていかないと、どうしようもないと思います。もう一つ、個人練習と称して、体育館に次々集まってきてやっているという現状、施設管理者が何を管理しているのかと思います。集団になっているようだと、誰が申し込んで体育館や陸上競技場を使っているのか。その管理を任せているのが施設管理者、教育委員会として、社会教育課としてメスを入れていただかないと。そういったところを含めて、管理を委託しているわけですから、事務室にいて事務をとっている方がいいのではなく、定期的に巡回をしてもらうとかの使用状況、そういったことを指導していただきたいと思います。

委員 それに関連して、北条のB&Gは倉吉市が体育館活動中止というのを知られたので、倉吉から来られたらお断りされていたみたいで、そこはきちんとされていたみたいです。

教育長 これは、まだ続くと思います。子どもがやりたいと思っているのかどうかは、わかりませんが、コーチや監督が、強行に練習したいと思っておられる方はこうやって言ってこられます。種目によって若干偏りがあると感じはしております。

委員 前の時は特別警報が発令されていて、体育施設利用をやめるとなっていたのに、今は、特別警報だけどできるという違いを教えてください。

教育長 コロナが入ってきた初期の頃は、もう全部止めるという方向だったのですが、1年2年経過してそこまで止める必要がないという国の方針が変わってきているという

ふうに理解していただけるとありがたいと思います。おっしゃる通り、一昨年ぐらい前は、特別警報だったら、会議も含めて、全部やめる方向で考えようと本市も言っていましたけども、今は、特別警報でも実施しています。スポーツに限らず、外部から来ていただく会議でも対策をとって、窓を開けて、マスクもして、今日の委員会もそうなのですが、そういうふうに、ちょっとずつ、国の考え方や県の考え方が緩いほうに動いています。ただ、これから先がどこまで緩くなるのかはわかりません。

他にはよろしいですか。

(委員 了承)

教育長

冊子にある報告は以上ですが、他に各課からの報告はよろしいですか。

7 その他

委員

学校給食の件で、給食センターから陽性者が確認されたということで、給食がストップして、給食なしで午前で帰ったということがあって、児童クラブは、預け入れをしますというような連絡が小学校から来たのですが、児童クラブの職員の方は、ちょっとそこまで出勤のシフトとか、対応できなかったところもあったようで、一応、弁当を持ってきて、ちょっと学校で待機して、その体制が整ってから児童クラブに行くとかという具合にされた方がよかったのかなと思います。だから児童クラブの職員さん、結構バタバタされて受け入れができなかった、難しかったということがあったりしましたので、少し小学校で見てもらってそれから、というような形の方がよかったのかなと思いました。連絡を受けたのも夜だったものですから、受け入れ対応が難しかったようです。

学校教育課長

子ども家庭課ともやりとりをさせていただいておりますが、この件、学校長には地域へはその日はもう遅いから翌日の朝児童クラブの担当の方々としっかり打ち合わせをしてくださいということをお願いをしていましたが、話ができなかったところもあったのではないかと思います。基本的に学校は、児童クラブの担当の方と連絡を取り合っているというところではあります。何かあったら、緊急対応の場合は必ず連絡を取り合うようにはしております。

委員

そこは児童クラブと子ども家庭課できちんとしていただければと思います。

委員

今のことはですね、万が一のことが起きたときの延長線上にあると思います。だから、このようなことが起こらないような手だてをしておかないと、というか注意喚起をするなりしておかないと、いざというときに、児童クラブと連絡が取れないということになったら大変なことだと思います。家にも帰れないとか、児童クラブで受け入れができないとか、学校は閉まってしまうということになるので、その辺りはしっかりと押さえていただきたいと思います。

学校教育課長

わかりました。基本、緊急事態は必ず児童クラブの担当者と連絡をすることということでは、指示しておりますし、マニュアルの方にもその旨記載しておりますので、あとは教育委員会と子ども家庭課としっかり連携をとるというところでは、きちんと記載しておりますので、マニュアルに沿ってということですが、この間は、それができていなかった。

委員

それができていなかったところもあったのではということもありました。

学校教育課長

また確認させてください。

教育長

そうならないようにするためには、給食を止めないということだと思います。その

ためにどうするかということをお先に考えないといけないと思っていて、受託者もかなり努力はしてくださっておられますが、今回は、陽性がわかったのが夜8時だったこともあり、打てる手は、通常勤めておられる調理員さん以外に、臨時で招集できる調理員さんを確保しておくということですが、そんなことはコスト的にもできないと思います。ただ、2日目については、本来の調理員が働けなくても、松江から呼んできて最後の給食はしたいとそこまで努力はしてくださいました。それで、受託者にそこまで無理を言えるかという話もありますが、例えば受託者に頼まずに、市に備蓄してある非常食を一斉に供給するようなことが可能であれば何十人も急に調理員さん集めるよりも、そちらの方が効果的だと思います。ただ、1日分の食数が4000人ぐらいですから、4000食のレトルトカレーを買おうと思うと、相当な金額になります。結局行きつくところはお金の問題です。前回、給食センターを止めたときに、教育委員会の内部でも話をしたのですが、どうすればこれを回避する策がとれるか。結論的にはあまりいい方法が見つからず、先ほどの備蓄の話、受託者にどこまで無理を言うかというような話も出てきたのですが、今回は午前中で帰して、給食ができませんということに対してクレームがあれば、ひたすら謝るしかもう手はないと思っていました。明日は何とか給食はしますからと、すぐに言うしかないと思っていました。

委員

よく話が出る自助、共助、公助ですが、今教育長がおっしゃるように、何とかしてあげたいし、何とかしてくれるだろうという甘えと、もう一つは、こういった8時、9時に連絡があった時に翌日どうするのだということをおそれぞれの家庭でも考えていただいて、各家庭で対応するというのも一つの学習であるし、その意識づけとか、理解を求めるといったことを普段から各学校でもお願いしておくことは、重要なことじゃないかと思えます。何が起るかわからないような世の中になっているので、給食があるのは当たり前だという実態ですから、余計にないときもあるということも会合の中でも話をされた方がいいのではないかと思います。

委員

前年の状況を踏まえ、学校から保護者に状況の説明と協力依頼をされた方が良く思えます。保護者が学校に、子どもを預けて夕方帰ってくるのが当たり前と思っていると、いろいろ不満が出てくるところもあります。例えば、それぞれの機関でコロナの陽性者がいつ出るかというのは、もう身近でわからない状態というのを、保護者1人1人もわかっている、子どもの年齢に応じて必要な対策を少しずつ考えるということも必要なのかなと思えます。例えば全員が出席するわけではないのですが、PTA総会とかで校長先生からこういうことが起こりうる可能性もあり、対応はしたいんですがやはり陽性者が確認される時間が遅い場合とか、どうしようもない時があるなど、特に1年の保護者の方や、説明が必要な方々に聞いていただく機会があればと思います。手紙とかではなく、何か集まったときに説明するのが、一番だと思います。

教育長

ありがとうございます。ちょっと工夫しましょう。今おっしゃるようにやっぱり保護者にもご理解を求めないといけないところがあると思えます。

委員

皆さんの仕事の加減にもよりますが、急に午前中に食べないで帰ってくるよりも、弁当を持って夕方帰ってくる方が、子どもの食べるお昼ご飯をどうするのかと考えるよりも、弁当を持っている方が安心って方もいらっしゃると思えます。

教育長

PTA会長さんを中心として役員会を議題にしてもらって、どういうふうに保護者の皆さんにお伝えするのかということをお話し合ってくださいとは必要だと思います。

私が現場にいた頃、1年間に何回か弁当の日がありましたが、500円玉1個とか1000円1枚持たされて、学校に来るまでにコンビニに寄ってから来ていた子が何人かおりました、そういう子に対し、担任もかなり気を遣って、わざと自分もコンビニから弁当買ってきて、こっちで一緒に食べようかみたいなことをしている担任もいました。

委員

今の時期だからこそ、このたびの1年生の家族は、多分どの家庭も来られているはずだから、ちょっと時間を作ってでも話しておかれるべきだと思います。

委員

入学式だったら確実に来られていますよね。

委員

ちょっとの時間でもそういうことがあることを耳に入れておいた方がいいと思います。

教育長

はい。確かに、子どもたちに食べさせることというのは、本当に大事なことです。何か方策を考えます。

学校教育課長

まずは連合に相談してみます。

教育長

ありがとうございます。他には何かその他の件でございますか。

(委員 意見なし)

7 報告事項

(1) 学校教育課

- ① 区域外就学・校区外就学の承認について
- ② 不登校・問題行動の状況について
- ③ 第5回成徳・灘手小学校統合準備委員会報告について
- ④ 令和3年度地域学校委員会開催状況について

【以下、非公開】

【以下、公開】

教育長

今日も長時間ありがとうございました。以上で閉会いたします。

次回委員会について調整し、次のとおり決定

・倉吉市教育委員会5月定例会

日時：令和4年5月24日（火）午後3時00分

場所：倉吉市役所 A会議室

8 閉会